含む。第三十六条において同じ。）又は中小企業者以外の会社（以下「大企業」という。）若しくは特定の個人に対し特別の利益を与える行為を行うおそれのない者とする。

（施行令第三条第二項第一号の経済産業省令で定める基準）

第三十六条　施行令第三条第二項第一号の経済産業省令で定める基準は、当該特定会社若しくは当該一般社団法人等若しくはこれらを設立しようとする者、当該商工会等又は市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）が作成する経営基盤強化支援計画であってその内容が次に掲げる要件に適合しているものに基づいて実施する事業であることとする。

一　当該計画に基づいて施設を整備する事業を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ　［略］

ロ・ハ　［削る］

二　当該計画に基づいて整備する施設を利用する者の大部分が特定中小企業団体の組合員若しくは所属員又は特定中小事業者等であること。

第三十六条において同じ。）又は中小企業者以外の会社（以下「大企業」という。）若しくは特定の個人に対し特別の利益を与える行為を行うおそれのない者とする。

（施行令第三条第二項第一号の経済産業省令で定める基準）

第三十六条　施行令第三条第二項第一号の経済産業省令で定める基準は、当該特定会社若しくは当該一般社団法人等若しくはこれらを設立しようとする者、当該商工会等又は市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）が作成する経営基盤強化支援計画であってその内容が次に掲げる要件に適合しているものに基づいて実施する事業であることとする。

一　当該計画に基づいて施設を整備する事業を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ　［略］

ロ　小規模事業者支援促進法第八条第二項に規定する認定基盤施設計画（以下単に「認定基盤施設計画」という。）に基づいて、特定中小事業者であって小規模事業者支援促進法第二条に規定する小規模事業者であるもの（以下「特定小規模事業者」という。）が新商品若しくは新技術の開発（当該開発の成果の利用を行うことを含む。）、需要の開拓、情報の収集、処理若しくは提供その他の事業を行うことを支援するために、又は事業開始後三年以内の若しくは新分野進出を行おうとする特定小規模事業者が円滑に事業を行うことを支援するために適切な事業を行う商工会等、特定会社又は一般社団法人等

ハ・ニ　［略］

二　当該計画に基づいて整備する施設を利用する者の大部分が特定中小企業団体の組合員若しくは所属員又は特定中小事業者等であること。ただし、前号ロに掲げる者が整備する施設にあっては、利用する者の大部分が特定小規模事業者であること。

三　当該計画に基づいて整備する施設を利用する者が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うのは、第一号イに掲げる者が整備する施設に事業開始後三年以内の若しくは新分野進出を行おうとする特定中小企業団体の組合員若しくは所属員若しくは特定中小事業者等が一定期間入居して事業を行う場合とし、それ以外の場合は当該施設を利用する者は主として一の建物に集合して事業を行うものであること。

四・五　［略］

（施行令第三条第二項第二号の経済産業省令で定める基準）

第三十七条　施行令第三条第二項第二号の経済産業省令で定める基準は、当該特定会社若しくは当該一般社団法人等若しくはこれらを設立しようとする者又は当該商工会等が作成する商店街整備等支援計画であってその内容が次に掲げる要件に適合しているものに基づいて実施する事業であることとする。

一　当該計画に基づいて施設を整備する事業を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ　［略］

ロ・ハ　［削る］

二・三　［略］

三　当該計画に基づいて整備する施設を利用する者が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うのは、第一号イに掲げる者が整備する施設に事業開始後三年以内の若しくは新分野進出を行おうとする特定中小企業団体の組合員若しくは所属員若しくは特定中小事業者等が一定期間入居して事業を行う場合又は同号ロに掲げる者が整備する施設に事業開始後三年以内の若しくは新分野進出を行おうとする特定小規模事業者が一定期間入居して事業を行う場合とし、それ以外の場合は当該施設を利用する者は主として一の建物に集合して事業を行うものであること。

四・五　［略］

（施行令第三条第二項第二号の経済産業省令で定める基準）

第三十七条　施行令第三条第二項第二号の経済産業省令で定める基準は、当該特定会社若しくは当該一般社団法人等若しくはこれらを設立しようとする者又は当該商工会等が作成する商店街整備等支援計画であってその内容が次に掲げる要件に適合しているものに基づいて実施する事業であることとする。

一　当該計画に基づいて施設を整備する事業を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ　［略］

ロ　認定基盤施設計画に基づいて、商業活性化施設又は当該施設と併せて店舗を整備する事業を行う商工会等、特定会社又は一般社団法人等

ハ・ニ　［略］

二・三　［略］